[redacted]

法務省民商第２０２号
令和５年１１月１０日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

商業・法人登記における印鑑関係事務取扱要領の一部改正について（通達）

商業・法人登記における印鑑関係事務取扱要領（令和３年１月２９日付け法務省民商第１１号当職通達）の一部を下記のとおり改正し、本日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、平成１０年５月１日付け法務省民四第８７６号当職通達及び平成１１年４月２日付け法務省民四第６６７号当職通達は、この通達により廃止します。

記

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　　正　　後	改　　正　　前
第２　印鑑の提出等 ［１　略］ ［２　略］ ３　更正 印鑑記録に錯誤又は遺漏がある場合において、保存されている印鑑届書等の書面若しくはその添付書面により更正すべき事項を確認することができるとき、又は印鑑の提出をした者から書面による訂正の申出があったときは、磁気ディスクをもって調製する立件簿に所要の事項を記録した上、印鑑記録に更正後の事項を記録するとともに、更正の年月日を「何年何月何日訂正」と記録する。 ４［略］ ５［略］	第２　印鑑の提出等 ［１　同左］ ［２　同左］ ［項を加える。］ ３［同左］ ４［同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	